



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

43	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
44	生活保護法による介護機関の指定	(").....	2
45	生活保護法による施術機関の指定	(").....	3
46	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	3
47	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	3
48	大規模小売店舗立地法による有田川町から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	4
49	県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課).....	4
50	保安林の指定	(森林整備課).....	5
51	公共測量の実施	(技術調査課).....	5
52	道路の位置の指定	(都市政策課).....	6

○ 公告

	軽油引取税免税証の無効	(税務課).....	6
--	-------------	------------	---

告 示

和歌山県告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年1月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人やおさ福祉会	田辺市下三栖1475-201	訪問介護支援センター	田辺市たきない町22-13	訪問介護・介護予防訪問介護	令和2.4.30
有限会社レッツ	橋本市隅田町下兵庫957-27	訪問介護ステーション杉の子	橋本市隅田町下兵庫957-27	訪問介護・介護予防訪問介護	令和3.2.15
有限会社ライフパートナー	海南市小野田1620-101	すずらん	海南市小野田1620-102	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	令和3.3.31
株式会社和通	和歌山市黒田279-4	ケアランド伊都	橋本市高野口町向島171-4	通所介護	令和3.3.31
医療法人裕紫会	和歌山市鳴神123-1	ヘルパーステーション中紀	御坊市藤田町吉田324-1	訪問介護・介護予防訪問介護	令和3.3.31

有限会社ライフパートナー	海南市小野田1620-101	ライフパートナー	海南市小野田1620-102	訪問看護・介護予防訪問看護	令和3.4.15
有限会社ライフパートナー	海南市小野田1620-101	ライフパートナー	海南市小野田1620-102	訪問介護・介護予防訪問介護	令和3.4.15
有限会社ライフパートナー	海南市小野田1620-101	ライフパートナー	海南市小野田1620-102	通所介護・居宅介護支援事業・介護予防通所介護	令和3.4.15
社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高瀬353番地	社会福祉法人高瀬会 デイサービスセンター	東牟婁郡古座川町高瀬423-2	通所介護・介護予防通所介護	令和3.4.30
喜多芳雲堂薬局	御坊市御坊240	喜多芳雲堂薬局	御坊市御坊240	居宅療養管理指導	令和3.5.19
特定非営利活動法人たけのこ	西牟婁郡白浜町1252-3	デイサービスセンターたけのこ	西牟婁郡白浜町1252-3	通所介護・介護予防通所介護	令和3.6.30
株式会社和通	和歌山市黒田279-4	ケアランド橋本	橋本市東家1-392-5	訪問介護・居宅介護支援事業・介護予防訪問介護	令和3.7.24
社会福祉法人真寿会	田辺市神島台6-1	芳養の里デイサービスセンター	田辺市中芳養1591-1	通所介護・介護予防通所介護	令和3.8.31
株式会社和通	和歌山市黒田279-4	ケアランドかつらぎ	伊都郡かつらぎ町大藪136-2	訪問介護・居宅介護支援事業・介護予防訪問介護	令和3.8.31

和歌山県告示第44号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年1月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社エーエム・サポート	大阪府大阪市北区西天満三丁目5-20	紀北薬局このの店	橋本市神野々1107-6	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成21.3.1
株式会社KNC企画	和歌山市新中島63-5	ひまわり福祉サービス橋本事業所	橋本市隅田町下兵庫514-3	居宅介護支援事業	平成30.9.1
社会福祉法人やおき福祉会	田辺市下三栖1475-201	訪問介護支援センター	田辺市本町68-15	訪問介護	令和2.5.1
有限会社レッツ	伊都郡かつらぎ町三谷1381番地	訪問介護ステーション千樹木	橋本市市脇一丁目1番6号 JA橋本支店ビル5号室	訪問介護	令和3.2.16
医療法人仁清会	橋本市清水512-7	岡本クリニック	橋本市清水512-7	訪問リハビリテーション	令和3.2.26

株式会社くまの薬局	田辺市本宮町本宮25 6-1	株式会社くまの薬局 明洋店	田辺市明洋一丁目19 番18号	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	令和 3.3.29
有限会社ライフパー トナー	海南市小野田1620-1 01	すずらん	海南市重根348-2 ライフパートナー重 根3F	認知症対応型共同 生活介護	令和 3.4.1
株式会社和通	和歌山市黒田279-4	ケアランド伊都	伊都郡かつらぎ町笠 田東72-3	通所介護	令和 3.4.1
有限会社ライフパー トナー	海南市小野田1620-1 01	ライフパートナー	海南市重根348-2 ライフパートナー重 根1F	訪問看護・介護予 防訪問看護	令和 3.4.16
有限会社ライフパー トナー	海南市小野田1620-1 01	ライフパートナー	海南市重根348-2 ライフパートナー重 根1F	居宅介護支援事業	令和 3.4.16
有限会社ライフパー トナー	海南市小野田1620-1 01	ライフパートナー	海南市重根348-2 ライフパートナー重 根1F	訪問介護	令和 3.4.16
株式会社和通	和歌山市黒田279-4	ケアランド橋本	橋本市高野口町向島 171-4	訪問介護	令和 3.7.25
小野田昌功	有田郡湯浅町湯浅96 8	小野田薬局	有田郡湯浅町湯浅96 8	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	令和 3.8.31

和歌山県告示第45号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年1月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
日あ新 1-02	阪本琢	御坊市湯川町丸山38-8（あん摩・マッサージ）	令和 2.6.1

和歌山県告示第46号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和4年1月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業 者 番 号	事業者の名称 又は 氏 名	事業所の名称	事業所の所在地	サービ スの 種 類	指 定 年 月 日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30723010 17	合同会社みかん	訪問介護事業所みか ん	和歌山県新宮市田鶴原 町2-3-8	訪問介護	令和 4.1.1	令和 9.12.31

和歌山県告示第47号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和4年1月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30514800 14	医療法人同仁会	老人保健施設カルフル・ド・ルポ	和歌山県海南市築地1-61	訪問リハビリテーション	令和 4.1.1	令和 9.12.31
				介護予防訪問リハビリテーション	令和 4.1.1	令和 9.12.31
30610900 84	株式会社コネクテア	訪問看護ステーション結（ゆい）	和歌山県橋本市高野口町向島98-27	訪問看護	令和 4.1.1	令和 9.12.31
				介護予防訪問看護	令和 4.1.1	令和 9.12.31

和歌山県告示第48号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により有田川町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和4年1月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）エバグリーン徳田店

和歌山県有田郡有田川町大字徳田535番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和3年和歌山県告示第845号

3 意見の概要

「新設に係る騒音予測報告書」において、環境基準を上回る見込みの地点が存在する点について、現状最も近い住居の敷地境界地点では環境基準を下回る見込みとのことであるが、今後の周辺の状況変化の可能性を鑑み、防音壁の設置等近隣住民に配慮した騒音減衰措置を行うこと。また、もし近隣住民と何らかのトラブルが発生した場合は、問題解決に向け真摯に対応すること。

なお、騒音規制法（昭和43年法律第98号）や振動規制法（昭和51年法律第64号）に基づく特定施設を当該敷地内に設置する場合は、届出を行った上で関係する法基準を遵守すること。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355番1）

有田川町産業振興部商工観光課（有田郡有田川町大字中井原136番2）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和4年1月18日から同年2月18日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第49号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業片見谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和4年1月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年1月19日から同年2月16日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局農林水産振興部農地課及び印南町建設課

和歌山県告示第50号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年1月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町庄川字小森垣内893の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

西牟婁郡白浜町庄川字小森垣内893の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第51号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき農林水産省近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年1月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（現地測量）
- 2 作業期間 令和4年1月4日から同年2月20日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市谷地先

和歌山県告示第52号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年1月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3581	橋本市柏原字野畑419番2の一部、419番4	奈良県五條市釜窪町1392番地 株式会社井上工務店 代表取締役 仙度緑	令和 3. 12. 27	5. 00	22. 00

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、令和3年12月11日以降無効とする。

令和4年1月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 間	交付した県税事務所	紛 失 年 月 日
100リットル券	船舶	和歌山県 1675549	1枚	令和3年8月2日から 令和4年1月31日まで	和歌山県税事務所	令和3年12月11日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。